第１回大阪府再犯防止推進計画検討懇話会　議事概要

開催日時　令和元年８月１日（木）午後２時から午後４時

開催場所　大阪市中央区大手前２丁目１番７号

大阪赤十字会館　３０２会議室

■　出席委員（50音順・敬称略）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 所属団体・機関名／職名 |
| 園田　　寿 | 甲南大学法科大学院 教授 |
| 中川　るみ | 大阪地方検察庁再犯防止対策室 社会福祉アドバイザー |
| 西原　弘将 | (福)大阪府社会福祉協議会 生活支援部長 |
| 松田　慎一 | (特非)大阪府就労支援事業者機構 事務局長 |
| 毛利　真弓 | 同志社大学心理学部 准教授 |

■　配布資料

　資料１－１　都道府県における地方再犯防止推進計画の策定状況

資料１－２　他都道府県の再犯防止推進計画の骨子

資料２－１　大阪府再犯防止推進計画(事務局素案)の概要

資料２－２　大阪府再犯防止推進計画(事務局素案)

[参考資料］

 １　再犯の防止等の推進に関する法律 概要

２　再犯の防止等の推進に関する法律 全文

３　再犯防止推進計画 概要

４　再犯防止推進計画 全文

５　神奈川県再犯防止推進計画

６　福岡県再犯防止推進計画

７　東京都再犯防止推進計画(案)

■会議の概要

○資料の確認

○出席委員の紹介

○座長の選出（委員互選により園田委員を選出）

○副座長の指名（園田座長が松田委員を指名）

○開会挨拶（大阪府青少年・地域安全室長）

○国や他都道府県の計画策定状況について

|  |  |
| --- | --- |
| 座長 | それでは、次第に基づいて会議を進めさせていただく。最初に、国や他の都道府県の計画作成状況について事務局より説明をお願いする。 |
| 事務局 | 資料１－１、１－２に基づき、国や他の都道府県の計画作成状況について説明。 |
| 座長 | 再犯防止推進法の第24条に、「国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ」とある。その地域の状況に応じて再犯防止推進計画を立てなさいということだと思うが、他府県の状況を見て、それぞれの自治体で、地域の特性や独自性、そういうものに配慮した何か特別な施策のようなものは出ているのか。 |
| 事務局 | すでに策定されている他府県の計画の内容を読むと、どれも国の計画に準じた内容で書かれており、飛び抜けてこれといった施策があるところはないという印象を持っている。 |
| 委員 | 私は、昨年、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」の策定に関わったが、京都府では、自分たちが今何をしているのか提案しながら、被害者支援の部分で、被害者を支援する若草プロジェクトなどといったネットワークづくりに力を入れて、頑張って特徴を出して作った。ただし、皆が同じ内容になっていくのは逆に良い面もあり、皆が大事だと言うことを施策の中心としましょうという形になっているのだと思う。再犯防止について、大阪地方検察庁の再犯防止対策室で触法の障がい者の人たちのアドバイザーとして仕事をしている者として感じたところを申し上げれば、一番の肝は、矯正施設などで行っている、認知行動療法に基づく再犯防止のプログラムの効果が出ない人に対する支援だと思う。触法の障がい者の人たち、特に性犯罪に多いのだが、知的障がい者の方や、65から70歳位になって認知症を発症して性犯罪傾向が出始めた方たちは、認知力が低いので、認知行動療法の効果が出ない。つまり、犯罪をした人の何割かは、従来の取組では再犯防止の効果が出てこない。こうした方々にもきちんと支援が行われないと再犯率は下がらないと思う。施策の大半は、他の都道府県と同じで良いと思うが、大阪府は後発で計画を作っていくわけだから、その中で１つ、今、従来の取組ではどうにもできない、再犯率が下がらない部分に着目すれば、特徴的な計画になるのではないかと思う。認知行動療法が効果的でない人たちは一定数存在する。おそらく２割近い人数になると思う。ここの２割の再犯率を下げることが、大阪だからこそできると思っている。 |
| 座長 | その２割の部分は、大阪に特徴的な犯罪の状況なのか。 |
| 委員 | そんなことはないと思う。その辺りのデータをまだ持ってないのではっきり言えない。しかし、大阪府のデータで以って打ち出していっても良いのではないか。非常に大きな課題になっていくところだと思うので。 |
| 委員 | 私は社会福祉にずっと携わっていることから福祉的な観点からの私見になるが、「大阪らしさ」というのは何かと思ったときに、計画には直接関係しないのだが、大阪という土地柄を歴史的に見ると、警察関係者と福祉関係者と非常に密接な関係を持っている。ご存じのことと思うが、大阪では非常に歴史の古い社会福祉法人があって、警察関係者の方が立ち上げられた。福祉施設、いわゆる救護施設を運営している。取り締まるだけではなく、その根底にある生活困窮の部分であるとか、そういったところをしっかりとケアしていかないと、犯罪は最終的に無くならないということで作られた。警察と福祉が非常に密接な関係にあるというのは、大阪の土地柄というか、地域の特徴としてあるのではないかと思う。それがこの計画の中に特徴として出てくるのかどうかは分からないが、とってつけたようなことではなく、ずっと地域に根ざしたそういう活動が大阪にはあるというところを前提に考えていくと良いのではないか。なかなか福祉と犯罪防止が今は結びつかないので、これを結びつけていくような計画になれば良いと思う。 |

　○大阪府再犯防止推進計画（事務局素案）について

|  |  |
| --- | --- |
| 座長 | 次に、大阪府再犯防止推進計画（事務局素案）について事務局より説明をお願いする。 |
| 事務局 | 資料２－１、２－２に基づき、大阪府再犯防止推進計画（事務局素案）について説明 |
| 座長 | 新規施策があるのは、就労の確保の部分だけか。 |
| 事務局 | 新規施策があるは、就労の確保と保護司の人材確保・支援の部分で、あとは、現段階では、既存施策を取りまとめて整理したような形になっている。 |
| 座長 | 少し疑問に思うのだが、既存の施策というのは、今までずっと行って来ていて、それでは再犯率が減らないわけで、それを続けていくのは大事なことではあるが、効果という面から言えばどうなのか。今までこれだけのことを行っても再犯率が芳しくないという現状で、大阪府として新たに再犯防止推進計画を作成し、そこへ個別にコミットしていくことで、将来的にどのような効果が見込めるのか。 |
| 事務局 | １つは、それぞれの施策は、これまで必ずしも再犯防止という観点から意識して行っていたわけではなく、福祉であれば福祉という観点からしか行っていなかった。就労困難者に対する支援や、低所得者に対する住居の支援など、それぞれの観点からしか行っていなかった取組を、再犯防止という観点から体系的に計画に取りまとめ、今後推進していくことによって、若干の相乗効果というものも期待できるのではないかと考えている。 |
| 座長 | 私の個人的な印象では、一番問題は、府民の意識というところにあるのではないかという気がする。例えば、住居の斡旋についても、同じマンションやアパートに犯罪をした人が入ってきてもらっては困るといった意識は結構強いと思う。その辺りの府民の考え方といったものに対する、再犯の防止についての啓発、社会復帰支援についての啓発、その辺りへの力を入れることが一番重要になってくるのではないかと思う。 |
| 事務局 | 府民の意識というところでは、片方に犯罪被害者の方がおられて、犯罪被害者の方からは、むしろ罪を犯した人に対して、国の施策が手厚くすぎると言われることがある。罪を犯した人は、罪を犯した瞬間から、食事が保証され、居場所も保証され、税金で再犯防止のために社会復帰支援まで行ってもらえる。しかし、犯罪被害者の方は、被害に遭った途端に、治療費などを自分で負担しなければいけない。犯行現場が自宅等であれば、自分で新しい家を探して、引っ越しをしなければいけない。被害者の方のそういった意識があって、もう一方では、新しい被害者を生まないためには再犯防止を進めていかなければならない。そこを、府民の方々のご理解をいただかないといけない。このギャップが埋まっていない、一致を欠いているというのが実態だと思っている。国では７月を再犯防止啓発月間と定めて、啓発活動を推進しているが、その月間も含め、啓発についてはこれから力を入れていき、府民の理解を得ないといけない。そうしないと、新しい施策を打ち出そうとしても予算の確保もできないであろうし、施策の実行にあたっても府民の理解が得られないと実効性も出てこないと思う。府民、国、市町村、民間関係と連携し、再犯防止を推進していかなければならないと思っている。具体的に何か効果的な案があるのかと言われると、今の時点ではないというのが正直なところではあるが。 |
| 座長 | 被害者との関係については非常に難しい問題だと思う。１つ思い付いたのだが、今、弁護士会等では、小学校高学年や中学生などを対象とした法教育に力を入れている。府として、法教育の推進も行うべきではないか。権利とは何か、犯罪とは何か、処罰とは社会の中でどういった機能を持っているのか、犯罪被害者についての扱いや、加害者についての理解であるとか、そういったことを法教育として教えていくというようなことも、積極的に実施してはどうか。今、弁護士会等でそういう活動を行っているので、そうしたところとタイアップすれば、十分に実施可能だと思う。 |
| 事務局 | 確かにおっしゃる通りで、我々は、犯罪被害者に関する部分では、犯罪被害者当事者の方に講師となっていただいて、府立高校などで「命の大切さを考える講演」と称して、犯罪被害者の心情であるとか、そういったことを分かっていただくことで、将来、生徒たちが犯罪者にならないようにするというようなことを行っているが、今ご提案いただいた弁護士会であるとか、そういったところのとの連携も、これからは考えてまいりたい。 |
| 委員 | 今の啓発の話の中で、学校での被害者の講話というお話があった。それはもちろん大事なことだと思うが、それで加害者への理解が深まるかというと、逆に、「ああなってはいけない」「他者にあんなつらい思いをさせる人間になってはいけない」ということで、加害者に対する嫌悪感等を助長する教育になってしまう面がある。被害者への理解も大事だが、加害者も一人の人間で、ストーリーがある。犯罪をしたことはいけないことだけれども、そこから復帰しつつあるという、加害者側のストーリーのようなものをどこかで示すことが、私は刑務所に勤めていたことがあり加害者側を見てきたので、非常に大事なことだと思う。学校に犯罪をした人が講師に来ると言ったら、嫌がられたりするだろうが、最近は、ネットで海外の復帰した人たちのストーリーが見ることができるし、テレビでも今度女子刑務所を出た人達に密着取材した番組が放映されるようであるし、あともう一つ、少年院を出たセカンドチャンスを得た女性が、映画で女子少年院を出る女の子たちを撮ったりしている。そういうものを撮って見せる、あるいはそういうものを見るということについて、社会の中である程度機運も高まっているという気もするので、そのような形の啓発もあっても良いのではないか。もちろん被害者のことと、両方あれば良いと思う。両方とも人間で、両方ともベースの回復や復帰があって、被害者が辛い思いをしているのだから加害者もというマイナスとマイナスの方向ではなく、両方をプラスにしなければいけないという方向での府民への啓発が、理想論ではあるが、あれば良いと思う。 |
| 委員 | 私も法務省にいたので、いわば加害者ばかりを見ている。被害者は証人であるという感覚があり、そういう見方をしている限り、区分けしている、二分していることになっていると思う。この再犯防止推進計画の中で、被害者のことをどう書くかと言えば、被害者を生まないとか、そういうことを書き込むくらいしか手がないのではないかなという気がする。新たな被害者を生まないためには再犯防止が重要です、ということしかないという気がする。それから、先ほど座長からお話があったが、既存の施策があるとなると、例えば「大阪府地域福祉支援計画」で謳われている施策を再犯防止推進計画にも出すとなると、計画と計画との間の整合性の問題が気になる。必要な部分を取って来て、パーツを合わせて、再犯防止推進計画の素案は作られているが、そのパーツは果たして素案で言っているような目的のために使われているのだろうかと思う。 |
| 委員 | 素案冒頭の「再犯防止の現状」の「再犯者が占める割合が大阪府は多い」という部分に関して、既存施策がうまくいっていないのかというところは、なかなか答えを出すのが難しいと思う。大阪は支援が手厚いという噂を聞いて、刑務所の満期出所者などは、大阪に行けば何とかなるという感じで集まって来るので、逆に言うと、施策がたくさんあるから、出所者等が大阪に来て、また再犯してしまっているという可能性も無きにしもあらず。したがって、既存施策がうまくいっていないから再犯の割合が上がっているという結論は、保留だろうという気がする。もしも、私が言うような仮説が当たっているとすれば、大阪府としては、誰にでも何でも与えますよという感じ、あそこに行けばお金が貰える、部屋が貰えるといった感じではなく、再犯防止の支援のために、意思確認の上で、何か支援をしてほしいというニーズがある人に対して支援を行うという、一つ何かフィルターがあれば良いと思う。 |
| 委員 | 再犯率の説明については、国の犯罪白書の書き方としては、全体的に犯罪件数は減っているけれども、初犯者の減り方に比べて再犯者の減り方が少ないから、結果として再犯の比率が高くなったという書き方をしている。素案に記載されている図表を見ても確実にそうなっているので、それほどの話ではないと思う。そもそも、再入率などという数値は、あまり変わらないのではないかという意見もある。それよりも、犯罪をする人の数が減っていることは事実としてある。犯罪を起こす者は一定のパーセンテージでいるわけなので、団塊の世代が活動をできる歳でなくなったら犯罪をする人の数も減っていくのは当たり前。そうすると、残っている人たちは誰かという、そちらを見ていく方が重要。例えば、高齢者とか。高齢者と言ったときに、女性の高齢者は大変な状況にあるということがあるので、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」欄で、項目を1つ立ててもらいたいと思う。特に、クレプトマニア（窃盗症：経済的利得目的以外で、窃盗行為という衝動を反復的に実行する症状で、精神障害の一種）や性犯罪、あとは薬物もあるが、女性の特有の問題は、犯罪率で言えば全体の10何％だけれども、高齢になればなるほど特徴が見えてくる。 |
| 委員 | 女性高齢者の問題が大阪では多いのか。 |
| 委員 | 大阪でというよりも全体としてある。女性の万引きについては、70代、80代はざらにいる。しかも、その方々が継続的に行っている事実が出てくる。高齢になってから犯罪をするというのが、今見えてきた新しい傾向。平成26年版犯罪白書に法務省の分析が出ているが、女性高齢者の万引きの動機の中に節約がある。なぜ節約かというと、老後のために。年金額が低いという切実な方もいる。あるいは、自分の配偶者が亡くなったりしたときの衝撃の大きさから、万引き行為が始まるという方もいる。そうしたことが高齢者の女性に多い。自分以外に罪を犯す人たちがいるのではなくて、自分も罪を犯す側に入るかもしれないということを、小さい時から理解しておくということが大事。そうなってはいけないということではなく、自分たちも、弾みとかそういったことで罪を犯すことがあるかもしれない。それならば、どんな風に自分を持っていけば良いのかということが大事なのではないかと思う。犯罪した人＝悪い人、しない人＝良い人という形ではない。 |
| 座長 | まさにその通りだと思う。法教育の核心はそこだと思う。全ての人が犯罪者になり得る。私の座右の銘は、「我が心の善くて殺さぬにはあらず」という親鸞の歎異抄の言葉。自分の心が良いから、自分は殺人をしていないのではない、たまたま人を殺すということの背中を突かれなかっただけなのだということ。 |
| 委員 | そこが重要だと思う。知的障がいの方たちは、話を聞かせていただく中では、シンプルに自分のことを話すことができる方たち。嘘はつけないから。彼らと話をしていてよくわかるのは、欲望のチューニングをうまくできないということ。素敵な人を見たり、あるいは自分の性的な欲望や、色々な欲望が出た時に、それを今行っては駄目だと捉えて、抑え込むことができなかったりする。私は、大学で生物学をやっていたものだから、欲望に脳が寄生されてしまうのだと思える。そして、それに支配された時に、自分は、本当はそういう人間ではないと思って、ストッパーがかけられるかどうかだと思う。そこがすごく大事なところで、実は自分の中にあるものなのだが、それに気が付いたときに、どういう具合に欲望とともに生きていくかということを伝えたい。 |
| 座長 | 全体に見ると、悪い意味ではなくて総花的な感じがする。この計画を見て、全部美味しく食べたという感じがした。そうではなくて、大阪府として、これをという目玉をもう少し出された方が良いのではないかという気がする。後で具体的な中身の議論の時に言おうと思っていたのだが、例えば、少年非行について、今から20数年前に、韓国ソウルの少年院の見学をしたときに驚いたのは、少年院の医務室の横に、子どもの刺青を取る大きな機械が置いてあり、希望すれば家族の刺青も、全部無料で取る。特に少年の場合は、刺青を入れたことが、社会復帰の大きな壁、支障になる。それを国の費用で全部取るという話を聞いた。これは本当すごいこと。お金は必要だが、それくらいのことを考えないと、社会復帰支援は難しい。それくらいの大胆な施策を打ち出さないと、やはり大阪としても駄目なのではないかと思う。 |
| 委員 | 逆説になって申し訳ないが、大阪の良さは、ものすごく懐が広いところだと思う。大阪の懐の深さは、やはり大阪の特徴だと思う。罪を犯した人達と一緒に、よく理解しあいながら、新しい地域づくりができるようになれば良いと思う。 |
| 委員 | 大阪府は、大阪市と堺市を除いた地方公共団体を見ている。市町村については、地域福祉計画の中に章立てをして再犯防止を取り込んで、それを地方再犯防止推進計画とすることで済む。そのレベルであれば、特徴のあることを行えるかもしれないが、大阪府となると、やはり総花的にあれもこれも行うということになる。それは、やはり全体の中で、国の施策が総花なので、大きい自治体は、それに似せざるを得ない。大阪府にとっては、特定のことだけ実施すると言うと、福祉の支援計画にいってしまったりしておかしくなるので。手がかりとしては、とりあえず今回は第１期なので総花的に施策を実施し、次の段階で芽が出た領域を伸ばすくらいのほうが良いと思う。 |
| 委員 | 福祉でも福祉教育を行うのだが、一時前の福祉教育は、「車椅子に乗ってみましょう」とか、「目隠しして歩いてみましょう」といったもので、それをした後の子どもの感想は、「大変やったな。これはなったらあかんな。」という感想になる。これは目的が違っていて、そうではなくて、そういう体験をして、自分にできることはなんだろうとか、先ほどからずっと議論に出ている、自分も当事者になり得るかもしれないということを理解するということが本当の目的なのだと思う。法教育の話を聞いていて、まさに同じだなと思った。啓発・広報の部分は、大阪は、先ほど福祉と警察の関係の話をしたが、風土・府民性としてあるのは、例えば、ボランティアというのは、篤志家が好き好んで行っているわけではなくて、気持ちのどこかで「ほっとけない」という気持ちがあって、「ちょっとほっとかれへんな」、まごまごとろとろしているのを見て「あーもうやったる」みたいな感じで、とっと行うのが大阪の人たちで、割と気軽に行う。「ちょっとほっとかれへん」という気持ちを醸成するような、適当な思いつきですが、ＣＭで、何かこう府民に響くような広報・啓発はできるのではないかと思う。 |
| 委員 | 今の世の中はどちらかというと自己責任論が中心になっているが、人助けは自分のためになると昔から言われている。おっしゃった通り、それが大阪らしさであるならば、「もっと、かまおうよ」とか、「優しい大阪」とか、そういうものを表に出しても良い。 |
| 座長 | 時間の都合があるので、序章と第１章から、検討に入っていきたいと思う。序章と第１章では、事務局素案の第１章の「めざす姿」の辺りがポイントだろうと思う。「めざす姿」というのは計画の目標のことだが、資料２－２を見ると、他の都道府県の計画では、数値目標を設定しているところもあれば、目標設定していないところもあり様々。大阪府の事務局素案では、具体的な数値目標を設定せずに、「めざす姿」という定性的な目標案が示されている。この点を含め、序章と第１章のところで、何かご意見があればお出しいただきたい。 |
| 委員 | 先ほども申し上げたが、被害者のことを何か触れようと思うと、ここでしか触れられないと思う。 |
| 座長 | 事務局はどう考えているのか。 |
| 事務局 | 被害者のことも気になっており、計画素案の基本方針の２番目のところで、犯罪被害者等が存在することを十分に認識しなどと書かせていただいているが、「めざす姿」のところでは加害者のことだけになっているので、被害者のことをうまく入れられる形があればと思っている。良いアイデア等をいただけたらと思う。 |
| 委員 | 書くとしたら、被害者を生まないという書き方しかない。 |
| 委員 | 再犯防止というのは、被害者を増やさないということ。 |
| 委員 | 新たな被害者を生み出さない。新たな被害者を生まない。 |
| 委員 | 犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、同じように地域に入って。新たな被害者を生むことなく、府民の理解と協力を得てという形で整理すれば良いのでは。 |
| 事務局 | 次回までに修正案をお示しさせていただく。 |
| 座長 | 他府県では数値目標として掲げているところもあるが、府ではこういう形で良いか。 |
| 委員 | 数値目標まで言うとなると、新規施策を立て、資金を入れて、結果が出たら効果だよねと言えるけれども、そこが少しつらいところではある。 |
| 委員 | 福祉施設も、性衝動があるとか、万引き衝動があるとか、様々な衝動を持っている人たちと一緒にやっていくには、あまりにも障がい者の施設の現状は大変すぎる。そこを何とかしていかないと、再犯防止で簡単に再犯者数を20％下げるなどと言うのは、福祉の人たちを圧迫してしまう。 |
| 委員 | もしも、数値目標を書くとすれば、コストパフォーマンスの視点を入れるかどうかということになる。今、国は、2020年を絶対に意識して、国費を投入してでも東京オリンピック・パラリンピックまでに犯罪を減らすという目標を立て、それを達成できるところまで施策に資金をつぎ込みますよと言っている。その代わり数値目標を達成しろよという部分があって、２年以内再入率を16％以下にするとか、協力雇用主で実際に雇っている事業主を1,500社にするとか、帰るべき所がない人をもっと減らせとか言っている。府の計画に数値目標を入れるかどうかで言えば、コストパフォーマンスのセンスになるから、そういう形で書く必要が無いなら入れないし、資金を突っ込んででも再犯を減らすという風に大阪府庁全体でやるというのであれば入れても良いと思う。 |
| 委員 | 福祉の現場からすると、福祉自体が再犯防止の機能を持っているわけではなく、そこに適切に繋がれば、結果的には再犯防止になるということで、これは当然に理解できること。本当に現場から言うと、福祉自体が再犯防止の機能を持てと言われると、多分現場は持たない。数値目標を出した時、その数値は現場を引っ張っていくので、その数値をいかに現場の中で実現することができるのか。素案の「めざす姿」には数値目標は無いが、全体をうまく合わせていく中で、そういったことを考えると、今の形が妥当かと思う。 |
| 座長 | 基本的な方向としては、こういう感じで進めていくということでよろしいか。また後で議論する場合があれば議論するということで。次に、第２章についてご意見伺おうと思う。第２章では基本な施策について書かれているが、ポイントとなる箇所は、「就労・住居の確保」のところと、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」のところであろうと思う。犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援のところでは、性犯罪者に対するもの以下の４つの取組が挙げられている。意見をいただければと思う。 |
| 委員 | 私は刑余者の就労支援をしているものだから、一番関心の高いところ。特に、協力雇用主をどれだけ確保するかというところだが、大阪の協力雇用主は、今2,000社位あるのだが、そのうち所謂30人以下の事業者が圧倒的に多い。ということは、登録はしていても、常に採用できるかどうかわからない状態ということ。現に雇用している人の首を切ってまでは採用してくれませんから、協力雇用主を数多く集めなくてはならない。それから、協力雇用主側からすると、犯罪をした人たちを雇うことによって、周りが何を言うか、社員が何を言うか、職員が何を言うかという問題と、もう一つ「雇って大丈夫なのか」という不安が結構ある。その不安を軽減するために、何かインセンティブがいる。国も一定程度のことは行っているが、やはり雇ったことによるインセンティブということは、具体的施策の雇用促進策として要る。一般的に見ると、総合評価方式一般競争入札では、協力雇用主の登録をして犯罪をした人たちを雇用した場合に加点というところも結構あるが、もう一つ、事業主には入札参加資格のグレードの審査があるので、その時にも社会貢献として一定の加点を考えてはどうか。それから、昔は土木の現場、つまり刑務所出所者で帰る所がない人は飯場に行って頑張りますで済んだが、今はそれでは済まない。そういう所に行かない。色々な職種での仕事を希望する人が多い。そこで、もしも書いていただけるなら、多様な業種の雇用主の確保ということもお願いしたい。 |
| 座長 | 住居の確保に関してはどうか。 |
| 委員 | 今、ホームレスの数も結構減っていると思う。保証人がいなくても入れる所、入れて貰える所というのが出てきているので、そういう意味では、入居できる部屋がある。 |
| 委員 | 私の認識としては、この問題を考えるとき、刑務所の満期釈放者について、適当な帰住地の無い人がどれくらいいるかということが念頭にある。一般的に大体60％弱位が仮釈放で出る。残りの40％が満期釈放で、その半分位が適当な帰住地が無い。適当な帰住地であるかどうかの判断は、刑務所から出る時に、刑務所の職員がどこに帰るのかと聞いた時の答えによる。きちんと答えられない人たちが満期釈放の半分位いる。それを念頭に置くと、ほとんど満期釈放の人たちをどうするのかという話になってくるので、かなり対策のハードルが高いでのはないかと思う。ここははっきり言って、非常に大変。 |
| 座長 | 満期釈放の場合、大体幾らくらいのお金を手にして出ていくのか。 |
| 委員 | 作業報償金を貰えるが、これを昔は自分の物を買うために使えなかったのが、途中から自分の物を買うことができるようになった。すると、みんな競ってスポーツ新聞を買う。それで結果として、出る時には３万円位しかない。もしも帰る所がなかったら、３万円で一体どれくらい生活できるのかという話になる。 |
| 委員 | そういう状況なので、再犯する人は、無銭飲食をしたりする。捕まえてくれといって交番を襲った人もいた。高齢者だったが、刑務所に入れてくれと言ってきた。晩飯を一週間食べてないと言っていた。３万円とか貰うと、気持ち良く使ってしまう。奢ったりして。それでまたスカッカラカンになる。それを繰り返す。しかし、話をしてみると、年齢のこともあるが、知的障がいの面で、この方は生きていくのが大変だったろうなと思うことがある。少年鑑別所の人に見てもらったらということもある。知的障がいの面で境界の人たちが結構いる。 |
| 委員 | 地域生活定着支援センターのところの、対象となる境目のボーダーの話にも関わりそうだが、刑務所出所者の住居の確保を考えるとき、一定の基準に乗っている人、すなわち65歳を超える高齢者、障がい者の認定を受けた人、これらの人たちは福祉のルールによる支援があるが、それ以外のボーダーにある人たちには、支援がないというのが現実。もう古い話だが、平成18年か平成19年頃の矯正局の統計では、刑務所から３万人が出所している。満期釈放者が１万５千人で、そのうちの７千人が適当な帰住地が無い人、さらにそのうちの千人が、本来ならば高齢者・障がい者として福祉サービスを受けることができた人がいたという。そこから地域生活定着支援事業が始まっている。その時に、条件として線を引いたのが、65歳以上及び障がい者の認定を受けられる人で、かつ帰る所がなくて、本人が希望するということだった。この条件から外れる人にも、かなり問題のある人が残っている。そして、かつ満期釈放では引受人がいないという形になる。大阪には、そういう人たちが来るということを考えれば、厚生労働省にお願いして、地域生活定着支援センターによる支援対象者の幅をもっと広げてもらい、ボーダーの人も拾ってもらう必要がある。そういう人たちについては、福祉のアウトリーチが出来ていなかったという部分でもある。やはり、この部分と、次のところは、非常に難しい話だと思う。 |
| 座長 | 法務省は、なぜ賃金制とらないのか。刑罰だが、本来は自由拘束だけではないのか、自由刑というのは。それなのに、なぜ労働を刑罰として科すのかという根本的疑問がある。 |
| 委員 | 懲役刑については作業を負わすと刑法に書いているが、確かに禁固刑になると作業は強制できないので、賃金制が適用される可能性があるかもしれない。 |
| 座長 | それでも安い。月に何千円。昔から賃金制取り入れてはどうかと言っているのだが。 |
| 委員 | ここから先はあまり知らないが、熟練度によっては１万円を超える人もいるらしい。長く居て、技術力の上がった人は高い。入ってすぐは４、５千円くらい。一応罰として刑務作業があるという形になっているので、国としては、皆に作業を課さざるを得ない。そうすると、かなり矛盾が出て、車椅子の人でピンチ（洗濯バサミ）を作っている人がいたり、70歳を超えても作業をしている人がいたりする。 |
| 委員 | 非行防止に関して、私は、奈良の少年刑務所で、今でいう初任者研修で介護関係の研修をずっと行っていたが、みんな優秀な方ばかり。750人いる中での７人ですから優秀な子がいる。その子たちをきちんと更生させないといけないということがある。しっかりした子には、しっかりと世の中に送り出していけるだけの腕をつけさせて送り出していくということが非常に大事。優秀な子はきちんと育てていくということをして、そしてもう一つは、障がいの面で境界付近の、物事が十分にできない子たちには、施策で何とかしていく。そこが非常に大事なところ。罪を犯した子が、一概に能力が低いというわけではないので、伸びしろのある子がいるので、そうした子達をきちんと育てる。矯正施設は、発見して育てる場所でもある。 |
| 委員 | 住居の問題は、生活困窮者自立支援事業の辺りとどう絡むのかということが、制度的にあると思う。最近できた住宅確保要配慮者という施策で、素案に記載があるように、この施策の対象に生活に困窮した刑余者が当然入ってくる。 |
| 委員 | そういった入居を拒まないという支援ということで、居住支援法人、少し見守りが必要であれば、例えば社会福祉法人がそういった見守りをしましょうということで、全国組織を立ち上げてやっている。高齢者の一人暮らしの人には貸したくないといった貸し渋りがあるので、それから子どもも含めて進めると思うので、居住支援法人の取組などは、今後、ここに入ってくるのかなと思う。 |
| 委員 | 注意しておかなければならないのは、光を当てておかないといけないということ。罪を犯すというのは、生きづらさを訴えているわけだから、その発見機能がいる。その人が、お金がどうなっているかというところをきちんと管理できることが大事だと思う。そうでないと、また藪の中に入ってしまう。捕まって、出所して、国のサービスを受けていくという形で、言わば、せっかく、その人たちがきちんと生きているかどうかを安否確認できるような形になっていると思うので。他の観点からすると人権問題であるとか、プライバシーがどうのと言われるが、福祉の観点からするとそういうこと。生きづらさを持つが故に罪を犯したわけだから、その人たちの生活支援というのは、そこをきちんと見ましょうということ。 |
| 委員 | 「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」の（３）に、暴力団員の社会復帰に関する取組という項目があるが、現暴力団構成員の方々というのも、支援の対象と考えるのか。実は、福祉の窓口に来られた方で、本人は言わないが、よくよく調べると暴力団員であったということが分かったりする。生活保護にかからないし、生活支援事業も対象外だと思うのだが、暴力団を抜けたから人が対象になっているのか、あるいは暴力団を抜けるのを支援することもあるのか。 |
| 事務局 | 基本的には、暴力団をこれからも続けて、犯罪を続けていきますというような方は、一般的に考えて対象ではないと考えている。これから真っ当な道、暴力団を離脱して、真っ当に生きていきたいという方が再犯を起こさないようにという視点と思っている。 |
| 座長 | ということは、離脱支援ということか。 |
| 委員 | 離脱した後に、こういった制度が使えますよということになる。 |
| 委員 | ここは、「暴力団離脱者の」ともっと具体的に書いた方が、誤解がないのかもしれない。 |
| 委員 | 現状では、反社会的勢力であれば、正式には各種支援の窓口を使えないので、そこは線を引いておいた方が良いのではないか。 |
| 委員 | 女性の問題をどうするか。大阪としては取り上げられたらいかがか。 |
| 委員 | 京都には白光荘という女性の更生保護施設があるが、大阪には女性だけの施設はあるのか。 |
| 委員 | 大阪には女性の施設はない。ただし、自立準備ホームで女性を入れているところはたくさんある。ただ、言いたいのは施設のことではなくて、高齢女性の再入率が高いというところを念頭において、計画に挙げるか、挙げないかという問題で、これは皆さんが入れても良いと思われるなら入れていただいたらと思うし、いやそれは大丈夫だよということであれば入れなくとも良いと思うが、個人的には、やはり高齢女性の再入率が高いのが気になる。 |
| 委員 | 認知障がい、認知症、特に前頭側頭型認知症という、色々な異常行動が認知症から発症した異常行動の１つだということが本当にたくさんあり、そういう方たちの家族会が少しずつ出来つつある。家族の人たちが、鍵を閉めて家の中から出られないようにしても、何かの拍子に家から出て、すぐにまた万引きしてくるということがある。そのために、ずっと刑務所に入っているので前歴・前科が積み重なる。刑務所を出て来ても何にもならない。 |
| 座長 | なぜ無罪にならないのか。責任能力はあるのか。 |
| 委員 | そこは難しい。 |
| 委員 | 心身喪失にはならない。心身耗弱ぐらいが限度。それから、さきほど言った女性に関しては、国の再犯防止に向けた総合対策で、その対象者の特性に応じた指導及び支援の中で、少年、若年、薬物依存者、性犯罪者、暴力団関係者、女性、高齢、障がい者となっているもの。この再犯防止の総合対策は、４、５年前のものだと思うが、この時にもう明確に女性というのを一つの範疇に出していたので、気になっていたところではある。 |
| 委員 | 私は心理が専門の人間なので、何かをするとなれば心理的な介入という部分で役割を担うと考えたときに、先生方がおっしゃった認知症の方もいるだろうし、刑務所での窃盗に係る指導プログラムがなかなか充実しないのは問題性が複雑で多様だからということがあり、その他にも色々な問題があって、なかなか難しい。女性高齢者に関しては、例えば、暫定的にニーズ調査をしてはどうか。計画には、今すぐこの支援を行いますという盛り込み方ではなく、将来的に支援を行うための調査をしていく。この計画が令和５年になったら更新されるのであれば、そのときに向けてニーズ調査を行うといった感じの書き方ができると思う。今回は、女性高齢者の部分が結構なニーズだということが分かってきているので、具体的な対応を取れるように調査を行っていくと。闇雲に支援を行っていくと、認知症の方に認知行動療法を施してしまうという間抜けなことが起きかねないので。認知症の方もいて、また別の問題の方もいて、そういったことを分類できるくらいに調査していくのはいかがかと思う。 |
| 座長 | ニーズ調査については、計画に一文何か入れるようにしてほしい。 |
| 事務局 | 計画の中に一文入れるのか、それとも調査は調査で実施して、次期計画の策定の際に、それを基に次の計画を考えていく方法もあると思う。 |
| 座長 | 次回までに事務局で検討して欲しい。 |
| 事務局 | 女性高齢者の関係を計画に入れるとするならば、この「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」の中で、第５の項目を立ててということか。 |
| 座長 | 入れるとすればそこになる。 |
| 委員 | 民間団体との連携強化について、民間ボランティアの活動に対する支援の充実について、例えば、警察のボランティアでも大学生を多く使っていると思うのだが、それも含めて、保護司もあるが、ボランティアの支援の充実について、それから、更生保護事業に対する支援についても、計画に記載していただければ幸いと思っている。加えて、これから大阪府下の市町村においても再犯防止推進施策があると思うので、その推進と連携の確保については、府の役割として記載してはどうか。市町村では、まだ計画策定ができてないところも多いと思われるので、府として、市町村が再犯防止推進計画を作るときには協力しますよといったことを記載すると良いと思う。 |
| 委員 | 民間協力者に関して、加害者家族の支援をされている団体や、認知症の窃盗犯の家族会など、それぞれの団体のネットワークが少しずつ出来つつあるのかもしれない。府として、そういうところと繋がりを持ち、そうした団体を紹介できる体制を整えてはどうか。犯罪をした人の家族もこの計画の対象なのかどうかということもあるが、特に障がい者の家族や性犯罪の家族など、家族をサポートすることが、最終的に犯罪をした本人のサポートになるということも多々あると思うので、そうした団体名などを計画の中に記載するのはどうか。 |
| 事務局 | 民間団体との連携の中で、そういったネットワークに関して盛り込んでいくことはできると思うが、現状として、どこにどういう団体があるのかを大阪府自体がまだ把握しきれていないという課題がある。 |
| 座長 | 団体でなくとも、加害者家族からの相談窓口みたいなものもあった方が良いのではないか。 |
| 事務局 | 加害者家族の支援というのは、おそらくこれから大きくクローズアップされてくる部分だろうと思っているが、そういった団体について具体的にどういった形で盛り込めるかが難しい。 |
| 委員 | 検討するといった程度だと思う。具体的な名前を入れるか否かというのは悩ましいと思うが、名前を挙げると団体は喜ぶと思う。 |
| 座長 | そこは難しいところ。うちの団体が載ってない、といったことになるかもしれない。 |
| 事務局 | 具体的な団体名を挙げるとなるとそういったことになったりするので、なかなか難しい。書くとすれば抽象的な形で。 |
| 座長 | 抽象的な形で構わないと思う。 |
| 委員 | 府が把握できないという状況では、そうした団体に関する情報をこちらから調査をするのは大変だと思う。災害があったときに、心理センターがうちも支援に行きますと、わざわざ地方公共団体のホームページに申し込みをした経験がある。公共団体がホームページに団体向けの窓口を設けて、「窓口を開いておきます。活動している団体があれば、どうぞこちらにご連絡ください。」という風にしておけば、向こうから連絡を取ってくる。怪しい団体もあるかもしれないが。ホームページを開いておいて、随時、更新していくシステムがあれば、あまりコストをかけずに出来るのではないか。 |
| 事務局 | 市町村の話を先ほどおっしゃっていたと思うが、実は、今年度に入ってから、市町村における再犯防止推進計画の策定の気運を多少なりとも醸成しようということで、大阪保護観察所や大阪矯正管区と共同で勉強会を開催させていただいた。それを今後も続けていくのがどうか、まだ先が見えないところがあるので、この事務局素案の中では触れていない。府内市町村においては、再犯防止推進の担当部局も決まっていないというところが半数以上というのが実態で、再犯防止推進計画の策定に向けた機運をどのタイミングで盛り上げていけば良いのかを探っている状況にある。したがって、勉強会を今後も開催していくという方向に、関係機関の協議でなっていけば、いずれ書き込んでも良いかなと考えている。 |
| 委員 | 市町村の巻き込みという点で言うと、京都府の施策を立てたときは、亀岡市で行われている活動を入れ込み、その活動をした人を委員に入れた。そうすると市が意外と燃える。自分にも光があたったといった感じで。各市町村でオリジナルな活動を何か行っているかもしれないので、そうしたものを出していって貰うと良いのではないか。府の計画はサスティナビリティなものなので、うちはこんなことをしているという形で、第２期、第３期の計画策定の時に挙がってくるのでは。第１期としては、そういう動きを生み出すための誘い水が大事。 |
| 委員 | 最後に提案だが、東京など他の都道府県の計画の中で、一般の人が見てわかるように、コラムのようなものを入れている。大阪府では入れないのか。 |
| 事務局 | 悩んだのだが、府の計画の中でも、国の保護観察所などの取組をコラムで紹介しても良いかもしれないと思いつつ、しかしそれは府の施策の紹介ではないなとも思ったところ。 |
| 委員 | 関係機関の紹介程度しかないなと思うが、こういうものが１つ入ると、読みやすさが変わる。今は白書でも何でも全部コラムだらけ。やはり、府民が見るという前提で考えると、大阪の計画にもコラムを入れた方が良いのではないか。 |
| 座長 | それでは予定の時間が過ぎているので、今日はここまでにしたいと思う。色々貴重なご意見を出していただき感謝する。事務局の方で、新たにアイデアがあれば、今回の意見も踏まえて修正案を出していただければと思う。進行を事務局にお返しする。 |
| 事務局 | 次回開催日程等の事務連絡 |
|  | （閉会） |